

議第52号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

(呉市手数料条例の一部改正)

第1条 呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第2条関係） 保健所関係					別表第3（第2条関係） 保健所関係				
手数料を徴収する事務			手数料の額		手数料を徴収する事務			手数料の額	
			単位	金額				単位	金額
1～99 略					1～99 略				
100 食品 衛生 試験 検査	(1) 細菌学 的検査	ア 一般細菌	1種につき	1,520円					
		イ 大腸菌群定性	1件につき	1,980円					
		ウ 大腸菌群定量	1件につき	4,430円					
		エ 特殊細菌	1種につき	4,120円					
	(2) 土壌又は食品等の寄生虫及び寄生虫卵の検査	1件につき	1,010円						
(3) その他 の試験	ア 定性分析	(ア) 簡易なもの (前処理を必要としないも	1成分につき	500円					

験検
査

	の)		
	(イ) 比較的簡易なもの（水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの）	1成分につき	1, 580円
	(ウ) 複雑なもの（溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの）	1成分につき	2, 490円
	(エ) 非常に複雑なもの（各種クロマトグラフィによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの）	1成分につき	4, 430円
イ 定 量分	(ア) 簡易なもの（前処理を必	1成分につき	860円

	析	要としないもの)		
		(イ) 比較的簡易なもの（水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	2, 540円
		(ウ) 複雑なもの（溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	3, 410円
		(エ) 非常に複雑なもの（各種クロマトグラフィによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	8, 610円
101	(1) 飲料適否試験（個別検査項	1件に		4, 300円

水質
試験
検査

目については、アからサまでのとおりとする。)

つき

(個別検査項目キを実施する場合は、
6,700円)

ア 一般細菌	1件につき	1,570円
イ 大腸菌	1件につき	2,620円
ウ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1件につき	2,620円
エ 塩化物イオン	1件につき	2,620円
オ 硬度	1件につき	2,100円
カ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1件につき	2,410円
キ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1件につき	4,790円
ク pH値	1件につき	1,050円
ケ 味及び臭気	1件につき	730円
コ 色度	1件につき	1,050円
サ 濁度	1件につき	1,050円

(2) 細菌学的検査	ア 一般細菌	1種につき	970円
	イ 大腸菌群定性	1件につき	1,120円
	ウ 大腸菌群定量	1件につき	2,390円
	エ 特殊細菌	1種につき	6,500円
	オ 大腸菌	1件につき	1,120円
(3) 微生物検査		1件につき	2,240円
(4) その他の試験検査	ア 定性分析	(ア) 簡易なもの (前処理を必要としないもの)	1成分につき 500円
		(イ) 比較的簡易なもの (水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき 1,070円
		(ウ) 複雑なもの (溶媒抽出そ	1成分につき 2,030円

	その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)		
	(エ) 非常に複雑なもの(各種クロマトグラフィによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	3,770円
イ 定量分析	(ア) 簡易なもの(前処理を必要としないもの)	1成分につき	910円
	(イ) 比較的簡易なもの(水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	1,930円
	(ウ) 複雑なもの	1成分	4,790円

		(溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	につき	
		(エ) 非常に複雑なもの(各種クロマトグラフィによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの)	1成分につき	6,980円
102 検便	(1) 細菌培養同定検査		1件につき	500円
	(2) 病原性大腸菌 O-157 検査		1件につき	800円
	(3) 細菌培養同定検査及び病原性大腸菌 O-157 検査		1件につき	1,100円
	(4) 塗末顕微鏡検査(虫卵)		1件につき	300円
103～111 略				
100～108 略				

第2条 呉市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第2条関係） 保健所関係			別表第3（第2条関係） 保健所関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～20 略			1～20 略		
21 飲食店営業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円	21 飲食店営業の許可の申請に対する審査	1件につき	17,000円
22 喫茶店営業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円	22 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
23 菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円	23 食肉販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	10,500円
24 あん類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円	24 魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	10,500円
25 アイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円	25 魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
26 乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円	26 集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき	10,500円
27 特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円	27 乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
28 乳製品製造業の許可の申請に	1件に	21,000円	28 特別牛乳搾取処理業の許可の	1件に	23,000円

対する審査	つき	
29 集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
30 乳類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
31 食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
32 食肉販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
33 食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
34 魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
35 魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
36 魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
37 食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
38 食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
39 清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
40 乳酸菌飲料製造業の許可の申請	1件につき	14,000円

申請に対する審査	つき	
29 食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
30 食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
31 菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
32 アイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
33 乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
34 清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
35 食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
36 水産製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	17,000円
37 氷雪製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
38 液卵製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
39 食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	23,000円
40 みそ又はしょうゆ製造業の許	1件につき	17,000円

請に対する審査	つき	
4 1 氷雪製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円
4 2 氷雪販売業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 4, 0 0 0 円
4 3 食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円
4 4 マーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円
4 5 みそ製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 6 しょう油製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 7 ソース類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 8 酒類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 9 豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 4, 0 0 0 円
5 0 納豆製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 4, 0 0 0 円
5 1 めん類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 4, 0 0 0 円

可の申請に対する審査	つき	
4 1 酒類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 7, 0 0 0 円
4 2 豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 3 納豆製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 4 麺類製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6, 0 0 0 円
4 5 そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
4 6 複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	3 3, 0 0 0 円
4 7 冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
4 8 複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	3 3, 0 0 0 円
4 9 漬物製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 7, 0 0 0 円
5 0 密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
5 1 食品の小分け業の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 7, 0 0 0 円

5 2	そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円
5 3	缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円
5 4	添加物製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 1, 0 0 0 円

5 5 ~ 1 0 4 略

1 0 5 食品衛生に関する条例（昭和 2 6 年広島県条例第 4 9 号）に規定する認定	(1) 魚介類又は魚肉練り製品の行商業の認定	1 件につき	1, 3 1 0 円
	(2) 加工水産物販売業の認定	1 件につき	3, 3 2 0 円
	(3) 加工水産物製造業の認定	1 件につき	4, 9 3 0 円
	(4) 前 3 号に係る認定証再交付又は書換え交付	1 件につき	7 0 0 円
1 0 6 かき処理をする作業場に	(1) かき作業場設置許可	1 件につき	4, 9 3 0 円
	(2) かき作業場変更許可	1 件につき	4, 9 3 0 円
	(3) 前 2 号の許可証書換え	1 件につき	7 0 0 円

5 2	添加物製造業の許可の申請に対する審査	1 件につき	2 3, 0 0 0 円
-----	--------------------	--------	--------------

5 3 ~ 1 0 2 略

略			
---	--	--	--

関する 条例 (昭和 33年 広島県 条例第 64 号)に 規定す る許可	交付又は再交付	つき	
<u>107・108</u> 略			<u>103・104</u> 略

付 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条、次項及び付則第3項の規定は令和3年6月1日から施行する。
- 2 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号。以下「特例条例」という。）第2条の規定に基づき呉市が行う食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和2年広島県条例第49号。以下「廃止条例」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前の食品衛生に関する条例（昭和26年広島県条例第49号）第3条第4項に規定する営業施設認定証の再交付又は書換え交付に係る手数料については、第2条の規定による改正前の呉市手数料条例別表第3の105の部(4)の項の規定は、同条の規定の施行後も、令和6年5月31日までの間、なおその効力を有する。
- 3 特例条例第2条の規定に基づき呉市が行う廃止条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止条例による廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和33年広島県条例第64号）第5条に規定するかき作業場の構造設備の変更の許可に係る手数料、同条例第10条に規定する許可証の書換え交付に係る手数料及び同条例第11条に規定する許可証の再交付に係る手数料については、第2条の規定による改正前の呉市手数料条例別表第3の106の部(2)及び(3)の項の規定は、同条の規定の施行後も、令和6年5月31日までの間、なおその効力を有する。

(提案理由)

食品衛生法施行令の一部改正等に伴い、手数料の見直しなどをするため、この条例案を提出する。